

新設・改正予定の通達について(意見照会后)

新設・改正予定の通達

新設・改正予定の通達

1. 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(新設)
2. OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について(新設)
3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(新設)
4. OBD検査サーバに接続できない場合の特例措置の実施要領について(新設)
5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

今後のスケジュール(予定)

令和5年12月22日	第3回準備会合、通達案の審議【済】
令和6年 1月5日~19日	通達案の意見照会【済】
令和6年 2月6日	第4回準備会合、意見照会を踏まえた修正後通達案の審議
令和6年 2月中	パブリックコメント募集
令和6年 3月末頃	通達策定

※ 通達案及びスケジュールは、本会合の議論、プレ運用の状況等を踏まえて変更があり得る

意見照会後の調整状況

- 通達1.、2.、5. → 修正なし
通達3.、4. → **修正あり**(詳細は次ページ以降)

3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について

(1) 主な修正箇所(表現微修正等は除く。)

- ①4. (5)②関連 …… 検査用スキャンツール借用使用に係る管理簿の追加
- ②6. 関連 …… OBD検査における検査の合理化、作業者が行える作業範囲の追記

(2) 概要

① 検査用スキャンツール借用使用に係る「使用管理台帳」を追加

OBD確認を行うために検査用スキャンツールを他の事業場から借用使用した場合においては、新たに追加した別紙「借用設備の使用管理台帳」に必要事項(借用した日付、スキャンツールメーカー、型式情報等)を記載し、管理を行うものとする。

② OBD検査においても一定の範囲内において「検査の合理化」が可能

以下の手順に則り、OBD検査を行う場合において検査の合理化を可能とする。

1. 自動車検査員が当該自動車の受入時にOBD検査実施
2. その後、自動車検査員の判断により、検査の合否に影響を及ぼす整備・改造等を行わない場合、合格とみなすことが可能

作業者が行える作業範囲は以下のとおりとする。

- 検査対象車両へのVCIの取り付け
- 特定DTC照会アプリへの車両情報の入力

※検査対象車両との同一性の確認、特定DTC照会アプリへの車両情報の入力の真正性は、自動車検査員が責任をもって確認する必要がある。

4. OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について(新設)

(1) 主な修正箇所(表現微修正等は除く。)

- ①2-1. 関連 … 特例措置は「OBD検査のみ」を対象とする旨を明確に追記
- ②4-1. 関連 … 特例措置に係る保安基準細目告示別添124の解釈を追記

(2) 概要

① 特例措置は「OBD検査」を実施する場合のみが対象(趣旨の明確化)

「OBD確認」は任意の行為であり、OBD検査用サーバーに接続できない場合でも、当該行為が実施ができないことによる影響は限定的であるため。

② 特例措置は保安基準細目告示別添124の技術基準に適合しているものと解釈

- 通常 … 継続検査用OBDの情報を読み出した結果、別添124に規定されている要件に該当するものは保安基準不適合
- 特例措置 … 各OBD検査対象装置の警告灯(テルテール)が点灯又は点滅していないときは保安基準適合(点灯又は点滅しているときは保安基準不適合)